

琉球大学学術リポジトリ

琉球祭祀にみる虚構と現実

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学国際沖縄研究所 公開日: 2016-05-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊従, 勉, Iyori, Tsutomu メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/33885

琉球祭祀にみる虚構と現実

伊 従 勉*

Reality and Illusion in Ritual Performance in Ryukyu

IYORI Tsutomu

Until the year 1673, the king and supreme priestess of the ancient Ryukyu Dynasty had conducted a pilgrimage every two years to the eastern island of Kudaka via state sanctuaries in the East. The ritual sequences along the route were recorded in ritual songs edited into a Corpus of State Ritual Songs *Omoro-Soushi*. After 1673, the itinerary to Kudaka Island was replaced by a distant prayer ritual from the sanctuary Seifa located on the other side of the channel commanding a view of the island. The original route songs, although in a shorter version, were sung there and recorded as if they had really performed the pilgrimage to Kudaka. That was the case with the enthronement rite (*O-ara-ori*) of the supreme priestess, which was conducted in Seifa Sanctuary ten times between 1677 and 1875. There was another sort of illusionary performance in the state rituals in the Shuri royal castle. The 22nd volume of *Omoro-Soushi* recorded a series of rituals where the royal lady-priestesses were richly described in the songs, while in reality none of the priestesses was present but recollected simply by the singing of old ritual songs in the palace court. The reality of the royal rituals of the Ryukyu Dynasty in the 18th century lies in the disappearance of royal lady-priestesses from festive scenes; however, the absence was camouflaged by illusionary performances of old ritual songs, composing an ambivalent remaining authenticity of lost old state rituals.

はじめに

琉球王府時代以来現在まで継承されている沖縄各地のカミ祭祀には、時に祭祀現場の状況に対応しない仮想の行為を歌謡の吟唱で代理する場面が見られる。本稿¹⁾では、仮想行為を含む祭祀の事例を二グループに分けて、その儀礼が表現する祭祀空間の特性を考察してみることにする。

ひとつは、琉球祭祀の空間原則のひとつである「お通し」の表現として、聖地巡拝を代理する儀礼である。すなわち本来参拝すべき聖地への巡礼を行わずに、それを望みう

* 京都大学教授 Professor, Kyoto University

る場所からの遙拝で代替するか、もしくは実際には行わない巡礼の道行きを歌謡により補完する方法である。

この代用行為には、聖地巡礼祭祀がかつて行われていた前提、もしくは、他の祭祀状況においては聖地巡拝が依然として行われているが、何らかの理由によって巡拝を行うことができないという前提条件が必要である。本稿では、このような事例として、王府東方祭祀と首里城祭祀を中心に巡拝代理幻視祭祀の事例を取り上げてみる。

王府祭祀では、聞得大君が国王を伴って久高島に渡島し聖地で太陽霊を国王に授ける儀礼を行っていた痕跡が、『おもろさうし』所収の久高往還の航海オモロと久高島の聖地での憑霊儀礼のオモロ、そして1978年まで行われていた久高島でのイザイホー祭祀にも痕跡が確認できる。この行幸は、旧暦二月の麦のシキョマにおける国王と聞得大君による久高島渡島祭祀とは別のもので、正史や史書にははっきりとした記録がないものである。

1673年以降、この行幸の慣行が代理官の派遣に代替され、1677年以降斎場御嶽で執行されるようになる聞得大君の就任儀礼「御新下り」のなかでも、実際に執行されなくなった久高島往還の過程が、航海の歌謡の吟唱により代理されるようになったと考えられる。

そのような代替の痕跡は、早くは『おもろさうし』巻22「知念久高行幸之御時おもろ」の採録オモロの並べ方に観察できる。その順序は、現実に行われた巡礼ルートを謡う部分と、明らかに仮想の久高往還部分（斎場御嶽からの御通しに相当する）とから成り立っており、全体としては仮想の東御廻りルートを構成している。

聖地巡拝祭祀の代替行為は、王府祭祀にだけみられる特有のものではない。今日の民間年中祭祀のなかにも、その痕跡を確認することができる。例えば、久米島儀間・嘉手苅集落の旧暦六月稲大祭の朝神・夕神の伊敷索グスク上りの過程は、夕神については省略され嘉手苅集落の外れの祭場からの遙拝祭祀となっており、その際に謡われる祭祀歌謡タカビラコンナ（キューナ）[仲原1998]には、島の最高神女君南風が首里城に登城したルートが断片化して謡われ、現実のグスク（伊敷索城跡）上りとかつての首里城上りの幻想とが掛け合わされている[伊従2005a]。これも、聞得大君の行幸航海と同様、かつて君南風が祝儀の度に首里城に登っていた慣行²⁾の記憶が、民間祭祀に刻印されている事例と考えられる。

さらには、『琉球国由来記』（以下『由来記』）に記録されている諸間切の稲祭祀歌謡の中には、幻想の聖地である御嶽・オボツ山参拝を「お通し」で代替祭祀している事例³⁾が散見する。王府時代のみか、近代に記録された各地の祭祀歌謡の中にも、そして現代の祭祀にもこのような代替事例が指摘でき、琉球一円に流布している祭祀の簡略方法である。

二番目の種類の代替幻視祭祀とは、次のようなものである。祭祀状況の異なる幾編もの本歌を、祭祀文脈を外して、歌に登場する祭場や神女などの項目を手掛かりにつなぎあわせ、全く別の仮想の祭祀状況を出現させる代理儀礼である。典型事例としては、首里城正殿を祭場とした稲穂・稲大祭の国王出御の「美御前揃之御規式」（行政儀礼）があ

る。聖域に登場する神女が謡われていながら、神女は現実の祭場には不在であり、祭場も王城の聖地ではなく正殿の一階下庫理である。近世の首里城特有の祭祀状況が見取れる。

琉球祭祀における歌謡の吟詠のかたちをとった幻視（代理）祭祀と現実の祭場の違和状況については、祭祀文学研究においても従来十分検討されてきていない問題である。祭祀の解説に重要な鍵をにぎるオモロの研究としては、オモロに表記される祭祀のモチーフ分類についての詳しい研究⁴⁾や、重複オモロの詩形上の異同について詳細な分類検討を行った研究⁵⁾が存在するが、祭祀自体が仮想であった可能性の検討や、他の祭祀状況で記録されたオモロを別の祭祀に転用して生じたと思われる重複歌や類型歌の祭祀状況の検討については、未だ研究が十分に行われていないと思われる⁶⁾。祭祀現場の空間論的な類型分析の立場からその課題の一端に挑んでみようとするのが本稿の狙いである。

1. 国王と聞得大君の久高島渡島行幸儀礼とその代替祭祀

1-1 現実の渡島祭祀

沖縄島南部東方（大里・佐敷・知念・玉城間切）を舞台にする琉球王国祭祀のうち、久高島に国王と最高神女聞得大君が揃って行幸祭祀していたことは、いくつかの史書や伝記⁷⁾に明記されており、王国の祭祀歌謡集である『おもろさうし』にも実際の経路や航路途中で謡われたと推測されるオモロ（後述）が採録されていることから、第一尚王朝期から行われていた国家的祭祀であったことが確認できる。

行幸の時節としては、前記史料に挙げられている二月麦と四月稲のシキョマが定期的な行幸と確認できるほか、王族神女の就任時に、国王を伴った久高行幸が不定期で行われた可能性が考えられる。それは、オモロ 854 に謡われる尚真王に神女が長寿霊を授ける儀礼に相当する。1677 年以降斎場御嶽で行われるようになる聞得大君の就任儀礼「御新下り」において、久高島往還の過程を歌謡で叙述する過程が挿入されている事実〔玉城 1975〕からも、国王と大君の久高行幸の前史がうかがえる。

また、史書や伝記が伝える大君の漂流伝説⁸⁾に大君の帰還ルートが示されており、それが久高島イザイホー神事のアリクヤーと柄杓取りのテイルルで謡われる神の来訪ルートが久高島から対岸の斎場御嶽に渡り、佐敷与那原を経て首里城そして聞得大君御殿にまで及んでいること〔畠山 1991: p. 40〕と同一なのである。これらによって実際の航海の経路を復元してみると、次のように想定できることは拙稿〔伊従 (1993) 2005b: p. 395〕で詳しく考察した。すなわち、

聞得大君御殿 → 首里城 → 与那原（与那原古浜御殿、出航） → 馬天浜（佐敷） → 斎場御嶽（下船および斎場御嶽聖域巡拝） → 久高渡島 → フボー御嶽 → 久高祭庭 → 久高君泊（出航） → 斎場御嶽 → 馬天浜 → 与那原（下船） → 首里城 → 聞得大君御殿

これは、首里城から斎場御嶽に向かう近世の御新下り日記に記述される陸路⁹⁾とは違い、与那原から出航し、途中、馬天と斎場御嶽で停船して順次聖地拝礼を行い、久高渡

中に乗り出すかつての行幸航路と考えられる。王府末期の史料『聞得大君御殿并御城御規式之御次第』（1875年編）に記載されている五月の久高行幸のように¹⁰⁾、この行幸には首里三平等の大あむしられが三人とも同行し、久高までは首里の大あむしられ（なよかさ）と首里根神（みよちよのの袖清ら）〔オモロ、通番号 838 番〕が同行したものと考えられる。他の二人の大あむしられは、斎場御嶽三庫理から久高渡中を横断する聞得大君らの無事を祈ったものと推測できる〔伊従 2005b: p. 530〕。斎場御嶽の三庫理とは、首里城の聖域京の内に設定された「三庫理」〔同前: p. 280, p. 511〕と同様、首里三平等の三人の大あむしられが礼拝する聖地と考えられるのである〔同前: p. 529〕。

このルートに沿って行幸途中の現場で謡われたと思しきオモロが、『おもろさうし』巻 10「ありきゑとのおもろ御さうし」、巻 13「船ゑとのおもろ御さうし」、巻 19「ちゑねんさいしきはなぐすくおもろ御さうし」（以上 1623 年編集の巻）すなわち、久高行幸が実行されていた時代に編集された祭祀歌謡集に散見する。試みに経路に沿って該当のオモロを抜き出してみると次のようになる。

表 1 『おもろさうし』巻 10、13、19 に残存する現実の航海のオモロ

オモロ (番) / 重複歌	内容	節数
29/147/1531	与那原祭祀	4/2/2
511	与那原、国王臨席の巡拝	7
531	のろ達を載せて東へ船出	8
1295/1532	佐敷寄り上げ森礼拝	2/2
514/1534	浦廻り：久手堅半島周航と斎場御嶽への上陸	20/2
832/1536	斎場御嶽下から帆上	2/2
837	航海を司る久高の神女国笠	5
838	同行する神女あけしの、首里大あむしられ（なよ笠）と首里根神（袖清ら）	10
819/1537	久高渡中での凧祈願	2/2
854	久高島蒲葵森での大君以下神女による国王長寿靈授与	7
1316	久高集め庭にて、「知念見遣り欲しや」の遙拝	(3)
1317	久高集め庭・外間集め庭での暁の新崎遙拝	3
853	久高島からの船出、王国中の聖地と斎場御嶽で神女が航海の安全を祈る	7
852	斎場御嶽への帰帆・御嶽の守護	4
530/1545	洋上を与那原へ帰帆	8/2

以上のように、具体的な往還途上での情景と、久高島での祭祀状況を謡うオモロが確認できる。しかし、収録される巻が分散しており、『おもろさうし』編集の時点で、久高

渡海の慣行の記憶が薄れていたことが推測できる。とはいうものの、オモロ 800 番台の航海オモロを収録した「船とのおもろ御さうし」(巻 13)には、臨場感溢れる航海の情景を叙したオモロが並んでいる。オモロの節数や長さはまちまちで、短いものは 2 節、長いものは 20 節にも及ぶ。ただし、与那原出帆を謡うオモロは明確に断定しがたいが、巻 10 に収録された東方での祭祀オモロ、特に 514 番に、「与那原一馬天—(浦廻り、即ち知念半島の周航)—斎場御嶽—久高渡島」のルートが謡われており、航路をとって行幸が行われていた時代があったことが確認できる。しかも、斎場御嶽に至る経路のオモロのうち 1500 番台の重複オモロ 6 首は、後述の巻 22 「知念久高行幸之御時おもろ」に収録される短縮 2 節オモロの形で再登場する点が目を引く。

1-2 渡島の代替祭祀としての御新下り儀礼の登場

久高島渡島祭祀は、1673 年の羽地朝秀による行幸中止(羽地仕置)の措置まで、第一第二尚王権を通じて二世紀半にわたり行われてきた、王権の祭政的正当性を保証する世界観を反映した重要な国家祭祀であった。しかし、行幸中止以後、主後に固定された聞得大君職¹¹⁾に初めて就任する尚貞王妃(号月心)が、記録上初めて斎場御嶽で「御新下り」儀礼を行うのが 1677 年である。それ以前の聞得大君の就任儀礼が「御新下り」と呼ばれていたかは不明で、筆者は、久高島往還の「新神」儀礼と王城での君手摩儀礼がセットになっていたものと見ている¹²⁾。

『おもろさうし』全巻を見渡しても、一級の国家祭祀「御新下り」の祭祀歌謡に該当するオモロが見当たらない理由¹³⁾として、斎場御嶽のみを祭場とする「御新下り」儀礼は、『おもろさうし』の主要な巻が編集された後に始まった新しい儀礼である点が想定できる。御新下り儀礼に関係する歌謡キューナの記録は、1899 年に恩河朝祐が編集した『クワイナ・ヤラシイ・オモヒ集』[外間・玉城 1980: p. 671] や、山内盛彬が採譜したアガリユウのキューナや道グエーナ、内グエーナ[山内 1981]などに尽きるのである。

祭場を斎場御嶽に固定した御新下り儀礼の概要は、『女官御双紙』「きこゑ大君かなし」の条に 1677 年の、また「首里之大阿母志良礼」の条に次の 1706 年の様子が記述されるほか、与那原部分の過程については、1840 年の第 14 代大君の御新下りの詳細が『聞得大君加那志様御新下日記』に記録されている。しかし、斎場御嶽での儀礼内容については、これらの史料が提供する情報は乏しい。

それを明らかにしたものが、1875 年の御新下りに参加した久高・玉城・大里・南風原ノロに取材した山内盛彬による儀礼過程の復元と歌謡の採譜であり[山内 1971]、他方、島袋源七[島袋 1950]と前掲山内による御新下り儀礼の復元成果を対比し、『クワイナ・ヤラシイ・オモヒ集』に収録されていた御新下りの 5 首のキューナ¹⁴⁾を併せて考察し、儀礼過程を最終的に復元した玉城政美による論考[玉城 1975]である。

その結果、深夜九ツ時から開始される斎場御嶽での御新下り儀礼の過程は次のように推定された。

(1) 斎場御嶽境域外「御待御殿」出発

- (2) 御嶽境域内聖所「大庫理」拝礼
- (3) 同境域内聖所「寄満」拝礼
- (4) 同聖所「三庫理」拝礼
- (5) 同聖所「シキヨタユルアマガ美水」（鍾乳石から滴る聖水）拝礼
- (6) あから御庭〔大庫理〕にて御名付け儀礼、久高渡島を謡う「アラシコエナ」〔39番〕ほか二首のキューナ〔37番、38番〕の吟唱
- (7) 聞得大君は御待御殿に戻り仮眠
- (8) 翌朝、御待御殿前庭にて上記キューナ3首の吟唱

ここで重要なことは、久高渡島を現実には行わない御新下り儀礼のクライマックス、すなわち聞得大君就任者に名を付け（職霊「聞得大君みおうしち」を久高島の神女外間ノロが憑依させ）、「玉冠」（たまんちゃぶい）を大君に戴せる儀礼の場において、久高渡島（ニライ渡に舟を出す）のキューナが吟唱されることによって、本来の儀礼が久高島で行われた来歴を示している点である。しかも、大君が仮眠から目覚めた翌朝、御待御殿の庭で再びこのキューナが吟唱される点を考慮すると、聖地斎場御嶽での大君の宿泊は、かつて、久高島の御殿¹⁵⁾に国王と大君が行幸した来歴を想起していることがほぼ確かである。

御新下りにかつて国王が同行したことは、久高行幸と同じ論理にしたがっている。渡島儀礼によって新たに職霊を身につける王族神女と土地の神女から現場の聖地で長寿霊を授けられ祝福されるのは、先ず国王だからである。東方への国王行幸時に吟唱されたというアガリユウのキューナ〔32番〕の内容が、斎場御嶽御待御殿の内部の設えの状況を謡っていることから分かるように、御待御殿の中に整えられた「屏風構え」の仮の座敷に黄金枕が二つ置かれたことも、職霊を身につけた大君に守護される国王の陪席を示しているものであって、神女とカミの聖婚儀礼を意味するものではない¹⁶⁾。

以上のように、1677年以降斎場御嶽で行われた御新下り儀礼の創設は、久高島で行われていたかつての王族神女の就任儀礼「新神」祭祀を、斎場御嶽での儀礼に集約し代替する近世的措置であったことがみえてくるだろう。

と同時に、ここでは詳述しないが、斎場御嶽の祭場である、大庫裡、寄満、三庫理の名称がいずれも首里城の聖地や祭場となる殿舎の名である点に、首里城で行われるべき儀礼が斎場御嶽に移されているかのような傾向が指摘できる。首里城から移された儀礼とは、1607年以降の執行記録がない君手摩儀礼である¹⁷⁾。

以上のように、斎場御嶽での御新下り儀礼は、久高渡島と首里城巡回の二重の幻影を帯びた聖地儀礼なのである。

1-3 仮想久高渡島儀礼を含む東方向幸のオモロの真相

1709年の首里城炎上で焼失した「神歌御双紙」の複本が各地に探索され、1710年に再編集してなった『おもろさうし』全22巻のうち、おもろ主取安仁屋家に保管されていた、当時王城で執行されていた公儀儀礼のオモロ集が巻22「みおやだいらおもろ御さう

し」と推測されている〔池宮 1982: p. 74〕。すなわち、当時歌唱法が伝えられていたのは、巻 22 収録のオモロだけであった可能性が高い¹⁸⁾。

収録される「みおやだいら」のうち「知念久高行幸之御時おもろ」は 17 編からなっている (表 2)。全てについて本歌が他の巻に存在し、しかも 2 節編成のオモロに短縮され統一されている。いわゆる重複オモロであるが、重複の様態を波照間の分類〔波照間 1996〕を参考にして表 2 の各オモロの末尾に記号を掲げる¹⁹⁾。オモロは行幸の行程順に並べられていて、詞書が祭祀場所を示している。

表 2 『おもろさうし』巻 22 「知念久高行幸之御時おもろ」の伝える仮想のルート (網掛け部分が仮想ルート)

オモロ/本歌	詞書/本歌要旨	重複分類
1529/0512	「首里城出発」/昔始まりや 国造り	② a
1530/0695	「与那原村稲福親雲上宿」/1545 年君手摩百果報 /	② a
1531/0029	「同 御打立前に」/「与那覇浜/馬天浜」	② a
1532/1295	「佐敷寄り上げ杜」/同左	①
1533/0034	「斎場御嶽」/寄満: 八重山出陣	② a'
1534/0514	「斎場御棧敷」/斎場嶽・三庫理	② a
1535/0747	「乗船」/同左	② a'
1536/0832	「帆上」/東方の大主 ややの真帆押し上げて	①
1537/0819	「久高渡中」/東方の大主 海 風らちへ	①
1538/1317	「久高外間御殿」/同左	② a'
1539/0346	「知念大川」/知念杜グスク	② a
1540/1315	「玉城たまぐすくやふさつ」/浦バル	② a'
1541/1234	「玉城天頂」/同左	② a'
1542/0830	「暁のおもろ」/東方のあけもどろ [玉城宿泊?]	①
1543/0820	「無題」/東方の大主	② a'
1544/0349	「無題」/斎場下はしり [再び斎場御嶽]	② a'
1545/0530	「御帰城・知念佐敷おもろ」/洋上を与那原へ帰帆	② a

この一連の「みおやだいらおもろ」については、早くは 1924 年に伊波普猷が『おもろさうし選釈』において巻 22 のオモロ全てについて「古来儀式の時に用ゐられたものであるから、煩を厭はず全部略解をつけ」た。しかし、本歌オモロとの比較やその重複の様態、さらには詞書の行幸経路については言及しておらず、久高渡海部分についても、その現実性を疑っていないようである。

近年の研究では、1985 年に外間と波照間が久高島関係のオモロの解釈を行い、「知念

久高行幸之御時おもしろ」に関しては、重複歌を全て掲げている。両人は行幸の事実については疑問を呈している〔外間・波照間 1985: p. 88〕。久高と知念玉城を同時に行幸する「知念久高行幸」という国家祭祀は、いかなる琉球史料にも名を見出すことができないからであるという。後代の民間の東御廻りの経路と比較して、「斎場御嶽よりの久高遙拝を久高への渡御にかわるもの」と指摘している〔同前〕。オモロ詞書からみて、その行程を辿って行幸が実際に行われたようにみえるが、以下指摘するようにその現実性には疑いがある。

先ず問題は、第22巻のオモロのほとんどが、既に他の巻に収録されているオモロばかりを組み合わせたもので、しかも、長いものでも短縮されて二節オモロに統一的に改作して編集された跡が甚だしい。本歌の祭祀状況を再現するのではなく単に暗示をするだけである。斎場御嶽と久高渡島部分について短縮状態を調べてみると、1536番（帆上：0832）、1537番（久高渡中：0819）の完全重複歌を除き、斎場御嶽でのオモロ1533番は本歌34が11節24行を2節6行へ、斎場御嶽敷のオモロ1534番は本歌514の20節21行から2節3行に大幅に削り落とされ、祭祀文脈が分からなくなっている。しかも久高島からの復路のオモロがない（表1参照）。したがって、久高島渡島部分は実際に航海を行ったとは見えず、仮想の渡島儀礼を想定したものと思われる。

次の問題点は、オモロ本歌の祭祀状況が「知念久高行幸」の該当オモロの場面や状況にときに対応していないことである。2番目の「与那原村稲福親雲上宿」のオモロ1530番は稲大祭のオモロ1517番と同一で、それらの本歌695は首里城で行われた君手摩儀礼のオモロで全く状況が異なるオモロ冒頭部の転用である。オモロ1533番「斎場御嶽にて」の本歌34は1500年の八重山出陣の戦勝祈願が寄満で行われた際のオモロであるが、大君の斎場御嶽への降臨を示す冒頭2節だけが借用されている。また、オモロ1534番「斎場御嶽敷」の本歌514は、久高渡海を実際に行っていた時代に久手堅半島を周航して斎場御嶽参りの後、東方へ船出するオモロである。「斎場御嶽/ソコニヤ嶽」という冒頭2節のみが借用されている。また、最後の「御帰城の御時」オモロ1545番は、船で斎場御嶽から佐敷を経て与那原に帰帆するときに謡われたオモロと推測できるが、『女官御双紙』記載の1677年と1706年の大君御新下り行幸が陸路をとって行われたことを考慮すると、行幸の現実に即していない。以上のオモロ本歌は、異なる祭祀状況を示しているため、その祭祀文脈を脱落させ、名目的に経路に合わせ順次編集されているかのようである。

では、果たして「知念久高行幸」の一連のオモロは、本当に詞書の示す現地で謡われたものだろうか。一つの可能性は、1875年執行の最後の御新下りの儀礼のアラシクエーナがそうであったように、久高渡島部分が仮想の航海儀礼であったことである。御新下り以外に「知念久高行幸」が示す経路をとって実際に聞得大君が行幸をした時代があるとすれば、それは国王による東方向幸の廃止以後、つまり1673年以後の麦稲祭祀である。

かつて国王とともに大君が四月稲のミシキヨマの知念・玉城行幸を行っていた際は、

知念城内の御殿で宿泊していたといわれるが、1673年以後、大君のみの「東御廻り」となって、玉城巫殿内での宿泊に変更されたという説もある[湧上 1982: p.123]。その経路は巻22の「知念久高行幸」ルートに該当する。とすれば、行幸オモロ17編は1673年と現存『おもろさうし』尚家本の成立年1710年の間に編集された可能性もある²⁰⁾。

ところが、既に引いたように、『聞得大君御殿并御城御規式之御次第』によれば、かつて国王と大君は、「五月御祭二者、(中略)難有御報恩ニ」久高島と知念玉城を一年交替で御直参したというのである。一年交替で二月の麦のシキョマに久高行幸、四月の稲のシキョマに知念玉城に行幸したばかりか、五月にも「難有御報恩ニ」知念に行幸したと読める。『由来記』巻一「王城之公事」四月「行幸於知念及玉城」の条にも、「隔年一次、五月祭之時、知念行幸、有御祭禮也。御規式四月行幸同。」とある。つまり、両文書を総合すると久高行幸の年か知念玉城行幸の年に、五月にも再び「難有御報恩ニ」知念に行幸していたことになる。二月久高もしくは四月に知念玉城に行き再び五月に知念に行くということは相当の負担であるから、その際には、久高に渡島すべき所を斎場御嶽からの遙拝で済ませる可能性が大となる。

しかし、上記『由来記』の箇所にも明記されるように、1673年以降麦稲行幸祭祀が当役の代参になってしまえば、1710年再編集の時点における巻22のミオヤダイリの実態としては、「知念久高行幸」がすべて仮想の祭祀で、行幸を想定して別の場所、例えば首里城でオモロの吟唱だけで済まされた可能性も想定できる。

上記『聞得大君御殿并御城御規式之御次第』の「御城御規式之次第」には、「二月大島[久高島] 麦之穂祭之前日、麦之美穂、久葉之根被差上候は、当日、御主加那志前、大君加那志、司雲上按司、各御ささかに而御勤被遊候事。」、また、「四月、知念玉城稲のみしきよま祭。(中略)五月稲之穂祭者、(中略)御規式者二月御祭同断」とある。つまり、久高と知念玉城への行幸が行われなくなって以後、二月麦と四月稲の「みしきよま」祭と五月稲穂祭に、正殿二階の「おささか」(玉座「御差床」)で礼拝が行われていたことが分かる。王城稲之穂祭には、次の節に述べるように、城下の三人の大あむしられと首里根神が北殿で稲穂儀礼を行い、正殿二階のせんみこちやに呼ばれて国王から饗応を給わり下城した後、正殿一階(下庫理)にて、男性官員だけで国王出御の「下こほり之御勤」²¹⁾が行われる。

以上の史料の記述内容から分かることは、王城の五月稲之穂祭には、全国の先鞭を切る主旨のみでなく、前代に知念久高に行幸していた時代の二月久高と四月知念玉城の「みしきよま」祭の「難有御報恩」の祭祀の意味が込められていることである。

とすれば、五月の「難有御報恩」の王城正殿の稲穂祭の祭礼の場で、上記「知念久高行幸」のオモロが吟唱され、かつての行幸に替える代理祭祀が行われた可能性が十分考えられるのである。

そう想定する理由は、巻22所収の他のみおやだいら、すなわち「稲の穂祭之時おもろ」と「稲の大祭之時おもろ」を構成するオモロ群が、上記「知念久高行幸」のオモロ以上に、相異なる祭祀状況のオモロ本歌を取り集め編集した混成祭祀の様相を呈してい

るからである。

2. 首里城稲祭祀におけるミオヤダイリのオモロの混成状況

王城での稲二祭の祭式準備と執行経過については、大庫理（正殿二階）での儀礼を除き、幸いにも、鎌倉芳太郎が筆写した王府下庫理勢頭方編集の『稲之二御祭公事』文書（1802年成立）により詳細が判明する。それにより、『おもろさうし』巻22に収録されている「稲の穂祭之時おもろ」と「稲の大祭之時おもろ」が、どのような状況で謡われたものかが明らかになる。

オモロの編成は、以下のように、1513番を除き他の全てに本歌が確認でき、本歌が長い編成でもすべて2節オモロに編集し直されている。重複の様態は、ほぼ完全重複の1首（1526番²²⁾と、本歌第2節以外の後続節を選択するオモロ1508番²³⁾のほかは、ほとんどが単純短縮の事例に属し²⁴⁾、表記の変更はいずれも微細なものに留まる。つまり「知念久高行幸之御時おもろ」と同様、本歌を単純に短縮して祭祀文脈を隠し2節編成のオモロに統一しようとする意図が強く表れている。

表3 『おもろさうし』巻22「稲二祭オモロ」本歌と祭祀状況一覧

オモロ番号/本歌	本歌祭祀状況	参加人物・神女	重複様態
稲の穂祭之時おもろ（*：二節以上）			
1508/ *242	穂祭	尚真、あまみきよ	② b'
1509/ *722	首里城京の内祭祀	聞得大君、京の内のろ	② a
1510/ *631	国王へのセジ込め	国王、精の君、君よし	② a'
1511/ *672	継世門での稲の王城への供奉		② a
1512/ *330	祭に備え神酒の柄杓の制作	君加那志	② a
1513/ 188	世襲いセジ	煽りやへ、差笠	-
1514/ 188	鼓拍子を国王に献ず	差笠	①'
1515/ *237	奥武の嶽での祭祀	玉を履き神衣装の神女	② a'
1516/ 239	首里森・眞玉森ぐすく	あまみや	①'
稲の大祭之時おもろ			
1517/ *695	君手摩の百果報（1545年）	聞得大君	② a
1518/ *723	君手摩前年予祝	聞得大君	② a
1519/ *736	君手摩（オボツ・カグラ）	煽りやへ	② a
1520/ *173	国王慶賀	差笠	② a
1521/ *112	京の内	聞得大君	④ a
1522/ *205	京の内（君手摩前年予祝）	首里大君	② a

1523/	*732	オボツセジを国王に奉る	聞得大君	② a'
1524/	*040	寄満創建、ニルヤセジを国王に奉る		② a
1525/	*324	帯剣の国王慶賀	君加那志	② a'
1526/	308	御嶽での祈願	君加那志	①'
1527/	*335	首里森グスク	百度踏み揚がり	② a
1528/	*336	今帰仁城金比屋武御嶽	百度踏み揚がり	② a

『稲之二御祭公事』の記述によれば、王城での稲穂祭のうち、国王が出御する正殿下庫理での「美御前揃之御規式」でこれらのオモロは吟唱されたようである。北殿で城下の神女が「御たむとの御規式」を行っている間に、オモロが吟唱された形跡はない。残念ながら、正殿二階大庫理の御差床で行われたはずの国王と大君による儀礼の次第は記録されていない。オモロ吟唱を担当する男性の「神歌人数座」は、神歌主取一人、神歌親雲上三人、神歌勢頭部四人からなり、四人づつ二手に分れて、正殿孫庇（五者い）の内部の南と北に一例に並んだ。

四つ時になると漏刻門で鐘が衝かれ、官員全員が下庫理に着座すると、楽が奏せられ、国王の出御となる。国王の玉座（御差床）前には、予め献上の御酒が供えられ、オモロの吟唱が始まっており、入御の際に一端止め、外の御庭の三番目の敷瓦左右（南北）に並んでいる楽隊が吹唎の楽を奏でる。三司官親方当が「三ツ飾之御規式」（『図帳（当方）』絵図参照）を玉座の前で行ない、神酒を国王に献上するときは、外の楽隊が半笙の楽を奏でる。諸官に酒が配られる間、オモロの吟唱が続く。「稲の穂祭之時おもろ」である。酒の後は御茶が国王に献上される時に半笙の楽があり、官員にも配られ一巡すると、三司官三人が席を発ち、正殿入口中央に設けられる「御差床御拝所」に並び、国王に対して立ち御拝を行なう。国王入御の後、禁裏に献上された稲穂が下げられてくると、世子以下王子衆と按司衆、そして下庫理内外に参列の諸官にも配られ、御祝の酒も配られ儀礼は終了、世子以下が退場する。オモロの吟唱は、いわばバックコーラスに過ぎない。

ところが、稲穂・稲大祭のオモロの本歌の内容をみると、ほとんど全てに王族神女が登場する祭祀の情景を謡っている（表3）。祭場の現実とオモロ本歌の祭祀状況との落差には驚かされる。正殿下庫理には、二階の御差床で国王とともに稲穂を拝礼したはずの大君もいなければ、先刻まで城下から登城して北殿で稲穂祭祀を行っていた三平等の大あむしられも居らず、まして、オモロに謡われている他の王族神女は疾うに廃位されていて登場するべくもない。不在の神女が謡われるというより、神女の不在が示されているともいえる。

オモロの本歌が示す状況を稲穂祭と稲大祭で比較してみると、興味深い違いが見えてくる。稲穂祭の「稲の穂祭之時おもろ」本歌の連続からは、東方巡拝の痕跡がかすかに読み取れる。東方の知念玉城から始まった農耕神話と建国神のアマミキヨを謡うオモロ1508番で始まり、遙か太古（あまみや）以来の由緒ある首里城（首里森・眞玉森ぐすく）

を謡う 1516 番でおわる。1509 番の本歌 722 が聞得大君と京の内の神女達を謡うことは、稲穂祭に礼拝されることのない京の内（首里城聖地）巡拝のオモロを正殿下庫理で謡うことによって代替しているかのようである。1511 番は東方から豊饒（ユー）が継世門を通じて訪れる趣旨を謡う本歌 672 から、継世門の句が省かれたものである。城下の三箇間切から稲穂が捧げられることを意味すると同時に、かつて東方に稲実成長の報恩に行幸した故事を謡っているともみなせる。他にも、宣の君（1510 番）、君加那志（1512 番）、煽りやへ（1513 番）、佐司笠（1514 番）など、かつて王城祭祀に登場した王族神女（三十三君）の祭祀の情景を謡うオモロを並べているが、かつては王城の聖域と御庭で行われていた稲穂祭の儀礼を呼び起こす代償行為にもみえる。

稲大祭のオモロをみてみよう。12 首（1517 番～1528 番）のオモロもすべて他の巻に出ているものの再録で、2 節に短縮されている。君手摩儀礼に関連するものが 5 首（1517 番、1518 番、1519 番、1522 番、1523 番）もある。君手摩儀礼とは、薩摩の琉球入り後は廃止されたと見られる、王府神女の就任後に王宮で行われた国王慶賀の儀礼であり [Iyori 2005c]、祭祀の文脈が稲祭祀とは全く異なる。当初、御内原の「かわるめの真庭」で、あるいは首里城の聖域「京の内」で降霊祭祀を行った後、御庭に出て城内の官員参列のなか国王慶賀儀礼を挙げるものであった。ところが、短縮歌では君手摩儀礼の文脈を切り落とし聖地巡回のオモロに再編成されている。

続くオモロ 1524 番は、オモロ 40 番が本歌、すなわち首里城寄満（炊事屋）の竣工を祝うオモロで、従来諸説分立して解釈の一定しない三庫理も登場している。筆者の解釈は首里三平等の大あむしられの参加ということである。詳しくは拙著 [伊従 2005b: p. 511] を参照いただくとして、このオモロの最初の 2 節、ニライ大主と国王を謡う部分だけを謡い、寄満創建の祭祀文脈は隠されている。続く 3 首は首里城もしくは聖域で神女が国王の勢力盛んなることを祈る歌である。最後は、今帰仁城聖域金比屋武²⁵⁾での神女の祈りで終わる。

以上、「稲の大祭」のオモロ本歌の選択基準を推測すると、現実には行われない稲大祭の首里城内の聖地巡拝（御内原の「かわるめの真庭」から京の内そして寄満、そして城外の園比屋武御嶽まで）をオモロの引用によって暗示しつつ、最後は前王権の神女百度踏み上がりの礼拝を想起する趣旨が見えてくる。しかし、近世の首里城では、稲二祭に城内の聖域で儀礼が行われた形跡がないのである。今日に残る離島の稲二祭の城上り・御嶽参り祭祀において、必ず城跡や御嶽を礼拝する祭祀過程 [伊従 1989、同 2005a] を重視する原則（久米島・久高島など参照）と比較すると、王城での儀礼現実是非常に奇異である。城下神女の登城儀礼と正殿一階の国王出御の政治儀礼に終わっているのである。いわば、王国の腰当ての首里城で、稲二祭祭祀の核心部分が欠如しているのである。それを補完しているのが、編集されたオモロの吟唱で暗示されるとともに（オモロの短縮によって）隠される、古琉球の失われた稲祭祀の追憶であるかのようである。

まとめ：代理祭祀としてのオモロ吟唱から神女不在の提示としてのオモロ吟唱儀礼へ

久高島への現実の渡海儀礼が実施されていた時代の現場で謡われた儀礼歌謡が『おもしろさうし』には記録されている反面、巻22「知念久高行幸」編にみられるように、架空の航海儀礼歌として本歌が編集し直されている場合が確認できた。さらには、実際には執行されない首里城内の聖地での稲二祭の架空の儀礼を、古琉球のオモロを短縮してつなぎ合わせ編成することによって、現実に行われている政治儀礼と併行してヴァーチュアルに生み出す演出技術が、安仁屋家に伝えられたオモロ吟唱法には含まれていたことになる。

オモロ古歌に手を加えた巻22の連続演奏は、一面で、かつて行われた古祭祀の現場を暗示しつつ、短縮して編集し直される解釈行為を通じて隠され、最終的に、王族神女の消えた首里城内の政治儀礼の場で、不在の神女の儀礼すなわち古琉球の祭祀世界の不在を示す装置となったといえよう。

注

- 1) 本稿は、2006年9月14日～16日、ヴェネチア カ・フォスカリ大学東アジア学科主催で行われた第5回沖縄研究国際シンポジウム「想像の沖縄：その時空間からの挑戦」にて筆者が口頭で発表した英文原稿に邦文で加筆してなったものである。
- 2) 『女官御双紙』『君南風』の条、『君南風由来并位階且公事』[法政大学1983]参照。
- 3) 『由来記』玉城間切の稲二祭祭場で謡われるウムイには「オボツヤマ／トウサヤ／アヨレドモ／□□(集落名)ノ／オヒヤクメイノ／イシュツカエニ／ヨヨレタル」(オボツ山は遠くにあるけれども、□□村の長の立派な招請に応じてカミが降臨された)とあり、勝連間切にも似たウムイが記録されている。オボツ山の解釈については、[クライナー1977: p.96] [小野1982: p.108] 参照。また、両解釈に対する筆者の考えと他の代替祭祀の幻視事例については [伊従(1987a) 2005b: p.150, p.600 注91] 参照。
- 4) [玉城1991] 所収のオモロにおける祭祀モチーフの分類研究を参照。
- 5) [島村1983] [波照間1995] [同1996] 参照。
- 6) 現存『おもしろさうし』が1710年に再編された時点で生じた重複・類型オモロの研究や、尚家本と安仁屋家伝来本の異同の書誌的な研究は、オモロが記述する祭祀の内容の研究とともに、オモロ研究の両輪をなしている。その両面における先学の仕事を前提に、重複歌や類型歌のオモロについて、その祭祀的な意味を問うのが本稿の課題のひとつである。
- 7) 『中山世鑑』(1650年編) 卷四尚円王即位の条の前王朝尚徳王の久高行幸の指摘、正史『球陽』尚円王の条や尚質王20(1667)年の条、『琉球国由来記』(1713年、以下『由来記』) 卷一三大里間切友盛ノ御嶽の条、『佐銘川大主由来記』聞得大君漂流の条、『聞得大君御殿并御城御規式之御次第』(1875年編) など参照。
- 8) 『由来記』大里間切「友盛ノ御嶽御イベ」の条、『遺老説伝』附卷134、『佐銘川大主由来記』参照。
- 9) 『女官御双紙』記載の二例の御新下りの記録(1677年と1706年)、および『聞得大君御殿并御城御規式之御次第』収録のルートは陸路で、斎場御嶽で泊まり、翌日往路を逆に辿って首里に戻る。知念や玉城には向かわない。
- 10) 「右二付 [五月御祭二者]、難有御報恩ニ久高島江、御主加那志前、聞得大君加那志、三平等

大主部、親方部以下、御召付け被仰付、御直参、知念玉城江壹年越御直参被遊候処、浮名入之御跡より、御繁多ニ付、御直参不被遊候（後略）〔下線引用者〕。

- 11) 1677年の王府の決定（『球陽』巻七）。後述のように同年、久高島にあった聞得大君の行幸御殿が解体され、尚貞王妃の御新下りが斎場御嶽で行われる。
- 12) 『中山世鑑』巻1および袋中上人の証言〔『琉球神道記』巻5「新神」の条〕参照。〔伊従（1993）2005b: p. 377〕、〔Iyori, 2005c〕参照。
- 13) 倉塚暉子は、オモロ 514 番を御新下りのオモロとみなしている数少ない研究者の一人である〔倉塚 1979: pp. 150-63〕。しかし、その論理には無理がある。本オモロを含む巻 10 が編集された 1623 年には、依然として久高島渡島祭祀が実行されていたから、このオモロを斎場御嶽で完結する 1677 年以降開始される「御新下り」のオモロとみなすことはできないからである。
- 14) 『南島歌謡大成』巻 I（沖縄篇上）所収クエーナ 35 番～39 番。以下、クエーナ番号で示す。
- 15) 尚貞王妃の御新下り執行の年の 1677 年に、久高島に存在した国王と大君が行幸時に使用した御殿が解体された記録がある〔『球陽』尚貞王 9 年〕。
- 16) 御待御殿は聖域外に建てられる仮御殿で神殿ではない。二つの枕の存在を日本天皇の大嘗祭神殿に設けられる真床御ふすまに結びつけて、御新下り儀礼を聖婚儀礼と捉えようとする〔島袋 1950〕〔新里 1970〕〔山内 1981〕などの説が主張されたが、御新下り儀礼の論理の起源が、国王を守護する婚姻禁忌の対象の姉妹がオナリ神に就任するところにあることに対する考慮が欠けている。しかし、聞得大君を主后に固定させた 1677 年の王府の決定自体は、聞得大君継承のオナリ神原則を放棄して、世俗婚の相手を神職に充てたことを意味している。
- 17) この点については、拙書〔伊従 2005b〕第 10 章 8 を参照。
- 18) そのうち近代にまで伝わったものは僅かであった。伊波普猷は安仁屋真苺翁から巻 22 のオモロの歌い方と読み方を習っている〔伊波（1925）全集 6: p. 216〕。山内盛彬も同翁から巻 22 オモロ 1508 番、1509 番、1517 番 = 1530 番、1550 番、1554 番のそれぞれ第一節の歌い方を採譜している〔山内 1981: 「王府のおもろ」〕。
- 19) いわゆる重複オモロについて、「表記」「詞句・詞章」「節数」「記載法」を手がかりに重複の様態の分類を波照間〔1996〕は試み、完全重複（I）、不完全重複（II）、非重複（III）の 3 種に別けた。波照間の分類は厳密なのだが、本稿が関心する巻 22 の短縮オモロに関して言えば、完全重複歌（①とする）を別とすると、不完全重複の節数が異なる分類について波照間の分類を参考にすれば足る。表記・詞句・詞章に異同がなく本歌第 3 節以下を単純に省略する場合（② a）と、本歌第 2 節以外の節を選択的に残している場合（② b）にまず別ける。次に、表記に微細な異同（助詞の脱落や相違、仮名と漢字表記の違いなど）があり単純な省略の場合（② a'、波照間の⑥ a に相当）と選択的省略の場合（② b'、波照間の③ に相当）。詞句・詞章に異同（詞句が一部入れ替わったり脱落）があり第 3 節以下を単純に省略する場合（④ a）と選択的に省略する場合（④ b）で分類は足る。波照間はこれらのうち、② a、② a' を不完全重複歌とみ、他を「改作」の意識があるとみて「類歌」とする。
- 20) 池宮は安仁屋家本巻 22 「御冠船之御時おもろ」の行間に尚穆王冊封の時（1756 年）にオモロが変更された記録が記されていることから、巻 22 の改訂が同年にも行われたとみる〔池宮編 1987: p. 12〕。
- 21) 下庫理に国王が出御して行われる行政儀礼を、『由来記』「王城之公事」「稲之穂祭」は「美御前揃之御規式」と記す。
- 22) 本歌も 2 節編成のオモロで、助詞の違いや脱落程度の表記の相違の重複状態を「①'」と表記する。
- 23) 本歌第 3 節が稲穂祭であることをより明瞭に示す「穂花 とて ぬき上げは／塵錆は 付けるな」とあるので、第 2 節を削除して繰り上げている。形式上は類歌でも意味上では同様と見なせる。
- 24) 重複様態を「④ a」とした 1521 番は、「② a」の単純短縮の第 2 節の第 2 行以下を脱落させたものなので、意味上は「② a」と同等。

- 25) 伊波はこの金比屋武を首里城歓会門前の園比屋武御嶽ととる真境名安興の説を紹介している [伊波 (1924) 卷 6: p. 171]。とすれば、稲大祭のオモロの並び方は、城内の御物参の順路とほぼ同じものとなる。

参考文献

- 畠山篤 (1991) 「神々の船—久高島の外来神の去来」桜井 (編) 古典と民俗学叢書一五『久高島の祭り』と伝承』桜楓社、東京。
- 波照間永吉 (1995) 「重複オモロの実相」『沖縄芸術の科学』8、沖縄。
- 波照間永吉 (1996) 「重複オモロの考察: 「重複」の実態と「重複」概念の提示」、法政大学沖縄文化研究所『沖縄文化研究』22、東京。
- 鄭秉哲 (編) (1745) 『遺老説伝』(『球陽』外卷)、宮本・原口・比嘉 (編) 『日本庶民生活史料集成』一、三一書房、東京。
- 外間守善・玉城政美編 (1980) 『南島歌謡大成』I (沖縄篇上)、角川書店、東京。
- 外間守善・波照間永吉 (1985) 「久高島及び周辺聖域の神歌」法政大学沖縄文化研究所久高島調査委員会 (編) 『沖縄久高島調査報告書』、東京。
- 法政大学沖縄久米島調査委員会 (編) (1983) 『沖縄久米島 資料編』弘文堂、東京。
- 法政大学沖縄文化研究所久高島調査委員会 (編) (1985) 『沖縄久高島調査報告書』、東京。
- 伊波普猷 (1924) 『おもろさうし選訳』; 『伊波普猷全集』6、平凡社、東京。
- 伊波普猷 (1925) 『校訂おもろさうし』南島談話会、郷土研究社; 『全集』6、東京。
- 池宮正治 (1982) 『「おもろさうし」の成立』『国文学解釈と鑑賞』47-1: 『琉球文学論の方法』1982、三一書房、東京。
- 池宮正治 (編) (1987) 『おもろさうし精華抄』ひるぎ社、沖縄。
- 伊從勉 (1987a) 「沖縄本島周辺村落の祭場・殿の現象的性格について」『人文學報』(京都大学人文科学研究所紀要) 61、京都。
- 伊從勉 (1989) 「沖縄久米島の稲祭祀祭場の仮設性について」『人文學報』(京都大学人文科学研究所紀要) 63、京都。
- 伊從勉 (1993) 「聖なる島への国家的視覚の形成: 琉球王国御新下り儀礼に見る久高島の意味」京都大学人間・環境学研究科研究紀要『人間・環境学』2、京都。
- 伊從勉 (2003) 「聞得大君の〈御新下り〉儀礼は〈御初地入り〉か: 伊波普猷以来の通説再考」『首里城研究』7、首里城公園友の会、沖縄。
- 伊從勉 (2005a) 「久米島の三庫理: 儀間・嘉手苺の祭祀歌謡にみる首里および首里城の三庫理の記憶」『沖縄民俗研究』24、沖縄民俗学会、沖縄。
- 伊從勉 (2005b) 『琉球祭祀空間の研究』中央公論美術出版、東京。
- Iyori, T. (2005c). A Culture without Temple: Ritual sanctuarization of landscape and female superiority in the state religion in Ryukyu. In Rykwert, J. & Atkin, T. (Eds.), Structure and meaning in human settlement. University of Pennsylvania Museum.
- 久米具志川間切 (1706 以前) 『君南風由来并位階且公事』[法政大学 1983] 所収。
- クライナー・ヨーゼフ (1976) 「南西諸島における神観念・他界観の一考察」『沖縄文化』5-3・4、住谷・クライナー『南西諸島の神観念』1977 再録、東京。
- 仲原裕 (開読) (1998) 「五月ウマチーのウムイ」『仲里村史』2、沖縄。
- 琉球王府 (向象賢) (1650) 『中山世鑑』、翻刻: 伊波・東恩納・横山『琉球史料叢書』5、名取書店、1940、東京。
- 琉球王府御近習方 (1706) 『女官御双紙』; 小島瓊禮 (編) 1982 『神道大系』神社編 52 沖縄、1982 所収、東京。
- 琉球王府内裏言葉及女官札奉行 (編) (1710 再編) 『おもろさうし』全 22 卷; 外間・西郷校注岩波思想大系本 (1972)、外間校注岩波文庫本 (2000); 外間・波照間 (編) 『定本おもろさうし』

- (2002)、東京。
- 琉球王府(1713)『琉球国由来記』; 翻刻: 伊波・東恩納・横山『琉球史料叢書』1~2、名取書店、1940、東京。
- 琉球王府下庫理勢頭方(1802)「稲之二御祭公事」(嘉慶7年成立) 沖縄県立大学附属図書・芸術資料館所蔵「鎌倉芳太郎ノート」35B(旧尚侯爵家所蔵本書写ノート)。
- 琉球王府大里間切(1840)『聞得大君加那志様御新下日記』; 小島(編)『神道大系』神社編52 沖縄、1982; 法政大学沖縄文化研究所、沖縄研究資料4、1984、東京。
- 作者不詳『佐銘川大主由来記』琉球大学附属図書館伊波文庫所蔵。
- 島袋源七(1950)1971「沖縄の民俗と信仰」、谷川(編)叢書我が沖縄第四巻『村落共同体』三一書房、東京。
- 島村幸一(1983)「『重複オモロ』—諸本が指示する『重複オモロ』を中心に—」『沖縄文化』61、東京。
- 新里恵二(1970)「沖縄における太陽神崇拜と聖婚儀礼」『沖縄史を考える』勁草書房、東京。
- 玉城政美(1975)「聞得大君御新下りの構造」『沖縄文化』12-1、東京。
- 玉城政美(1989)「神女が降りるモチーフ」『沖縄文化』72、東京。
- 玉城政美(1991)『南島歌謡論』砂子屋書房、東京。
- 湧上元雄・比嘉康雄(1982)『沖縄の聖なる島々』日本の聖域、第7巻、東京校正出版社、東京。
- 山内盛彬(1971)「聞得大君と御新下り」谷川(編)叢書我が沖縄第4巻『村落共同体』三一書房、東京。
- 山内盛彬(1981)『神と人の結婚—聞得大君と御新下り』根元書房、東京。